

報道関係者各位

令和 8 年 9 月 11 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課労働市場基盤整備室

労働市場基盤整備室長 岸田 京子

労働市場基盤整備室長補佐 三宅 秀朋

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5828、5221)

(直通電話) 03(3595)3200

特定募集情報等提供事業者に対する事業停止命令について

厚生労働省は、下記のとおり、職業安定法に基づき、特定募集情報等提供事業者に対して、本日、職業安定法第 43 条の 4 に基づく特定募集情報等提供事業停止命令を行った。

記

第 1 被処分者

別添の一覧表に記載のとおり。

第 2 処分内容

職業安定法第 43 条の 4 に基づく特定募集情報等提供事業停止命令

(特定募集情報等提供事業停止命令の内容は第 4 のとおり)

第 3 処分理由

別添の一覧表に記載する特定募集情報等提供事業者は、

- 1 職業安定法第 43 条の 5 において、特定募集情報等提供事業者は、事業概況報告書を提出しなければならないとされているが、令和 7 年 6 月 1 日の時点における特定募集情報等提供事業の実施状況を記載した事業概況報告書を、職業安定法施行規則第 31 条の 3 に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出することなく、
- 2 これに対する令和 8 年 5 月 22 日の職業安定法第 48 条の 3 第 1 項に基づく業務改善命令に違反したこと。

第4 特定募集情報等提供事業停止命令の内容

全ての特定募集情報等提供事業について、職業安定法第43条の5の事業概況報告書が提出されるまでの間、特定募集情報等提供事業を停止すること。

※職業安定法の関係条文は、別添をご参照ください。

●職業安定法（抄）（昭和二十二年法律第百四十一号）

（特定募集情報等提供事業の届出）

第四十三条の二 特定募集情報等提供事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（事業の停止）

第四十三条の四 厚生労働大臣は、特定募集情報等提供事業者が第五条の五、前条若しくは第五十一条の規定又は第四十八条の三第一項の規定に基づく命令に違反したときは、期間を定めて当該特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（事業概況報告書の提出）

第四十三条の五 特定募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行う特定募集情報等提供事業の実施の状況を記載した事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（改善命令等）

第四十八条の三 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2・3 （略）

●職業安定法施行規則（抄）（昭和二十二年労働省令第十二号）

（法第四十三条の五に関する事項）

第三十一条の三 特定募集情報等提供事業者は、毎年八月三十一日までに、事業概況報告書（様式第八号の六）を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 （略）

対象となる特定募集情報等提供事業者一覧表

厚生労働省

番号	届出受理番号	届出受理年月日	特定募集情報等提供事業者の名称	代表者の職氏名	事業主の所在地
1	51-募-001147	令和6年3月3日	株式会社アルセ	代表取締役 飯島 優	東京都江東区富岡1-26-9 solid minimal302
2	51-募-001163	令和6年3月22日	尾坂 和哉	尾坂 和哉	東京都台東区浅草5丁目19番7-502号 ペルグレード浅草